

(様式1)



報道資料

令和5年6月26日

1 件名	「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）」に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施について
2 募集期間	令和5年6月30日（金）から 令和5年7月31日（月）まで（必着）
3 閲覧場所	各総合支所市政情報コーナー 各市立図書館 生活安全課（山口市役所本庁舎3階） 各地域交流センター（阿知須・徳地を除く）及び分館 市ウェブサイト（ http://www.city.yamaguchi.lg.jp ）
4 内容	<p>本市では、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等支援条例を制定することを検討しています。</p> <p>この条例の制定にあたり、市民の皆様からのご意見を生かすために、条例の素案に対する意見を募集します。</p> <p>【意見の提出方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・郵便番号、住所、氏名、「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）」に対する意見」と明記し、素案のどの部分に対する意見・提言なのかを明示して意見を記載。・来所、郵送、ファックス、Eメール、市ウェブサイトフォームのいずれかの方法で、生活安全課へ提出。（来所の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで） <p>実施の詳細については、別紙実施要領のとおりです。</p>
5 問い合わせ	地域生活部 生活安全課 生活安全担当（一村・白松） 電話：083-934-2986

「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）」に対する 意見募集（パブリックコメント）実施要領

本市では、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等支援条例を制定することを検討しています。

この条例の制定にあたり、市民の皆様からのご意見を生かすために、条例の素案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件

山口市犯罪被害者等支援条例（素案）

2 意見の募集期間

令和5年6月30日（金）～令和5年7月31日（月）まで（必着）

3 資料の閲覧場所

○各総合支所（市政情報コーナー）、各市立図書館、担当課（生活安全課）

○各地域交流センター（阿知須・徳地を除く）及び分館

※原則タブレット端末による閲覧。紙媒体による閲覧を希望される場合は、事前に生活安全課（083-934-2986）へご連絡ください。

○市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に資料掲載
（サイト内検索で「パブリックコメント」で検索）

4 ご意見の提出方法

ご意見の提出にあたっては、様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）に対する意見」と必ず明記してください。

また、本条例素案のどの部分に対するご意見・ご提言なのかの明示をお願いします。

ご意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 来所（山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎3階 生活安全課）

※午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(2) 郵送（〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市地域生活部 生活安全課）

(3) FAX（083-934-2644）

(4) Eメール（seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp）

(5) 市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）

なお、電話または来庁による口頭でのご意見の申し出は受付いたしかねます。

また、ご提出いただいたご意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 ご意見の取扱い

ご提出いただいたご意見は、十分に検討させていただきます。

ご意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考えとあわせて、意見募集期間終了後に一括して公表いたします（ご意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります）。

なお、分かりにくいものや匿名のご意見、あるいは本案件に関係がないと思われるご意見には、本市の考え方を示さない場合があります。ご意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

6 ご意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市地域生活部 生活安全課（山口市役所本庁舎3階）

TEL：083-934-2986 / FAX：083-934-2644

E-mail：seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp

山口市犯罪被害者等支援条例(素案)の概要

条例制定の趣旨

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族は、犯罪等による直接的な身体や生命等の被害に加えて、周囲の者の言動や誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活やプライバシーの侵害、経済的な損失などの二次被害に苦しむことが少なくありません。

誰もが予期せず犯罪被害者となる可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要です。

このため、「山口市犯罪被害者等支援条例」を制定し、条例に基づき犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進しようとするものです。

条例(素案)の構成

《基本的事項》

第1条 目的

- ・条例制定の目的

第2条 定義

- ・用語の定義

第3条 基本理念

- ・犯罪被害者等への支援の基本理念

犯罪被害者等の権利を尊重
迅速かつ適切に支援
必要な支援を途切れなく行う 等

《市等の責務》

第4条 市の責務

- ・支援施策の策定・実施 等

第5条 市民等の責務

- ・二次被害防止等への配慮 等

第6条 事業者の責務

- ・労働環境の整備 等

第7条 学校等の責務

- ・児童への適切な支援 等

《犯罪被害者等への支援》

第8条 相談及び情報の提供等

- ・相談対応、支援情報の提供 等

第9条 見舞金の支給等

- ・被害者等への見舞金の支給 等

第10条 日常生活の支援

- ・福祉サービス等の利用支援 等

第11条 安全の確保

- ・二次被害・再被害防止のための支援

第12条 居住の安定

- ・従前住居への居住が困難な場合の支援

第13条 雇用の安定

- ・雇用の安定、職場における二次被害防止

《理解の増進等》

第14条 理解の増進

- ・市民等や事業者への広報・啓発

第15条 教育活動の推進

- ・生命、身体、人権を尊重する教育

《支援機関に関する施策》

第16条 人材の育成

- ・人材育成のための研修 等

第17条 民間支援団体への支援

- ・民間支援団体への情報の提供 等

《その他》

第18条 支援の制限

第19条 委任

山口市犯罪被害者等支援条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び学校等の責務を明らかにし、犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する偏見や配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、山口県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進するものとする。

- (1) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪等による直接的な被害、二次被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、迅速かつ適切に行われなければならない。
- (3) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況、平穏な生活への配慮及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害を受け、又は地域社会で孤立することのないように配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、平穏な生活への配慮及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次被害を受けることのないよう配慮するとともに、犯罪被害者等の労働環境の整備その他必要な措置の実施に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、犯罪被害者等である児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。以下この項において同じ。）が置かれている状況を踏まえ、家庭及び関

係機関等と連携して、犯罪被害者等である児童が学校等において二次被害を受けることのないよう配慮するとともに、児童の発達段階に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

2 前項の支給等の対象となる者、その額その他支給等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いその他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（山口市営住宅条例（平成17年山口市条例第197号）第2条第3号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、職場における二次被害を防止す

るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、平穏な生活への配慮及び犯罪被害者等への支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(教育活動の推進)

第15条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携して、生命、身体及び人権を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(人材の育成)

第16条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等への支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第17条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年 月 日から施行する。